

兵庫県公報

平成27年4月21日 火曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目 次

規 則	ページ
○ 母子及び父子並びに寡婦福祉法の規定による資金の貸付けに関する規則の一部を改正する規則（児童課）	1

公布された法令のあらまし

●母子及び父子並びに寡婦福祉法の規定による資金の貸付けに関する規則の一部を改正する規則(規則第32号)
母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令の一部改正により、母子福祉資金貸付金等の償還に係る違約金の算定割合が改定されたことに伴い、母子福祉資金貸付金等の貸付けに係る借用書に表示している当該算定割合を改めることとした。

規 則

母子及び父子並びに寡婦福祉法の規定による資金の貸付けに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年4月21日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第32号

母子及び父子並びに寡婦福祉法の規定による資金の貸付けに関する規則の一部を改正する規則

母子及び父子並びに寡婦福祉法の規定による資金の貸付けに関する規則（昭和57年兵庫県規則第39号）の一部を次のように改正する。

様式第18号（裏）の部及び様式第19号（裏）の部中「10.75パーセント」を「5パーセント」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。